

令和2年6月16日

利用者各位

豊田市コンサートホール・能楽堂

## 新型コロナウイルス感染症への対応に係る使用料の還付について

このことについて、豊田市コンサートホール・能楽堂の段階的な利用再開に伴い、下記のとおり適用期間をもって終了いたしますので、ご確認ください。

記

### 1 使用料等の還付の適用期間について

#### (1) 適用期間

特例措置としていた「取消申請の100%還付」の適用期間を以下のとおりとします。

適用期間	<b>令和2年7月31日(金)まで</b> ※上記期間に <u>申し出</u> があった場合対象とします。
------	--

#### (2) そのほか

上記期間を過ぎた場合の「取消申請」の還付については下記のとおりです。

区 分		還付率
コンサートホール又は能楽堂 及びこれと併用して利用を許可された施設	利用の前90日までに取消	90%
	利用の前60日までに取消	60%
	利用の前30日までに取消	30%
多目的ルーム	利用の前30日までに取消	90%
	利用の前20日までに取消	60%
	利用の前10日までに取消	30%
リハーサル室及び板の間	利用の前15日までに取消	60%
	利用の前 7日までに取消	30%

### 2 取消申請時の注意事項について

取消申請の手続きはご来館をお願いします。「**利用許可書**」及び「**利用許可申請書の申請者控え**」をお持ちください。

還付の受け取り方法を金融機関での口座振込を希望される場合は、口座内容のわかる資料をご持参ください。

【問合せ先】 豊田市コンサートホール・能楽堂 電話：(0565) 35-8200